

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 7月 4日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	5号機	屋外空調ダクト点検において、廃棄物処理建屋換気系屋外給気ダクトの保温外装材のつなぎ目から気体が漏えい及び、排気ダクトの保温外装材のつなぎ目からインリークしていることが認められたため、当該部を修理	A	7月11日公表済 (PDF170KB)

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	高圧注水系補助油ポンプ定例試験において、高圧注水系タービン止め弁の開閉表示用リミットスイッチに動作不良（ランプ両点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
2	1号機	主タービン中間塞止加減弁及び中間塞止弁のテスト選択スイッチの選択指針に破損が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
3	1号機	原子炉建屋4階ページングセット付近に放置ボルト（6本）が認められたため、当該ボルトを撤去	対象外	
4	1号機	電線管支持金具（原子炉建屋4階南側通路壁面）の取付不良が認められたため、当該金具を点検・修理	対象外	
5	2号機	原子炉保護系サブチャンネルトリップ試験において、過渡現象記録装置に「異常アラーム」のメッセージが発生し、同装置が停止したため、当該装置を点検・修理	D	
6	3号機	主復水器細管洗浄装置（D）洗浄用ボールの回収率の低下（0%）が認められたため、対応検討	D	
7	4号機	原子炉給水ポンプ軸シール水ポンプ（A）入口弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	5号機	低圧復水ポンプ（B）軸シール水流量の低下が認められたため、対応検討	D	
9	6号機	ほう酸水注入系ポンプ（B）軸シール部よりグランドリーク（1滴/秒）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	その他	換気空調系電気品室冷凍機（A）用圧縮機（2）点検において、クランクシャフトコンロッド取付部及びコンロッド軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
11	その他	洋上海水温計点検において、水温計及び同水温計の係留ブイに漂流物が巻き付く等の不具合が認められたため、漂流物を回収し、復旧 尚、当該水温計の測定は異常は無し	D	
12	その他	サイトбанка設備減容装置の空気駆動シリンダに空気リークが認められたため、当該装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで